

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の  
一部を改正する政令（案）等について（概要）

厚生労働省健康局結核感染症課

1. 改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号。以下「指定令」という。）により、
  - ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第8項の指定感染症として定められており（第1条）、
  - ・ 感染症法の規定を準用するとともに、その所要の読替えを規定することで、都道府県知事（保健所設置市の長及び特別区の長を含む。以下同じ。）が感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置等の必要な措置を講ずること等を可能としているところ（第3条）。
- 「新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組」（令和2年8月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）を踏まえ、指定令の一部を改正する。また、指定令第3条において準用する感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置の対象を、「65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者その他の（1）厚生労働省令で定める者及びそれ以外の者であって当該感染症のまん延を防止するため必要な事項として（2）厚生労働省令で定める事項を守ること

【参考】新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組（抄）

1. 感染症法における入院勧告等の権限の見直し

- 新型コロナウイルス感染症については、・・・今後、これまでに把握されている医学的知見や有識者の意見を踏まえ、まん延防止を図りつつ、保健所や医療機関の負担の軽減や病床の効率的な運用をさらに図るため、軽症者や無症状者について宿泊療養（適切な者は自宅療養）での対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化していくこととし、こうした方向性の下、季節性インフルエンザの流行期も見据え、感染症法に基づく権限の運用について、政令改正も含め、柔軟に見直しを行っていく。

2. 改正の概要

- I. 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の一部を改正する政令案（以下「政令案」という。）
  - 指定令第3条において準用する感染症法第19条及び第20条の入院の勧告・措置の対象を、（1）65歳以上の者、呼吸器疾患を有する者その他の厚生労働省令で定める者及び（2）これら以外の者であって当該感染症のまん延を防止するため必要な事項として厚生労働省令で定める事項を守ること
- II. 新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第三条において準用する感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条第一項の厚生労働省令で定める者等を定める省令案（以下「省令案」という。）
  - 政令案における（1）「厚生労働省令で定める者」及び（2）「厚生労働省令で定める事項」として、次の内容を定める。
    - （1）厚生労働省令で定める者

- ・65歳以上の者
- ・呼吸器疾患を有する者
- ・これらの者のほか、腎臓疾患、心臓疾患、血管疾患、糖尿病、高血圧症、肥満その他の事由により臓器等の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ・臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
- ・妊婦
- ・現に新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下単に「新型コロナウイルス感染症」という。）の症状を呈する者であって、当該症状が重度又は中等度であるもの（※）
- ・（※）に該当する者のほか、新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
- ・これらの者のほか、都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長）が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者

（2）厚生労働省令で定める事項

- ・指定された期間、指定された内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること
- ・指定された期間、指定された場所から外出しないこと
- ・このほか、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認められる事項

### 3. 根拠条項

（1）政令案

感染症法第7条第1項及び第66条

（2）省令案

指定令第3条において準用する感染症法第19条第1項

### 4. 施行期日等

（1）政令案

- 公布日：令和2年10月中旬（予定）
- 施行期日：公布の日から起算して10日を経過した日

（2）省令案

- 公布日：令和2年10月中旬（予定）
- 施行期日：政令案と同日